

家庭で育つあたたかさを子どもたちへ

～里親制度について～

里親制度は、親の病気、家出、離婚、そのほかいろいろな事情により、親のもとで暮らすことのできない子ども（0歳から18歳）を、家族の一員として迎え入れて養育していただく、児童福祉法の制度です。

★里親さんが必要です★

乳児や子どもには、愛着の獲得のために特定の大人との関係が必要です。子どもは安心安全なベースとなる居場所があって初めて、外の世界への興味を持って成長することができます。愛着関係は、人間同士の信頼関係や絆であり、他者とのコミュニケーション能力や社会性を築く基盤になります。特に幼少期にこの愛着関係を築くことが、自己肯定感や心身の健康にとっての支えになります。愛着の獲得がないまま成長すると、大人になってからの就職、社会との協調など、いろいろな面に影響があると言われています。

他にも里親制度は「子どもたちが大人になった時の『家庭』というロールモデルを学べる」といった役割も担います。さまざまな事情から実親と暮らせなくなった子どもにとっては、親代わりとなって深い愛情をもって育ててくれる里親さんが必要なのです。

里親になるために特別な資格は必要ありません。特別な方だけが里親になれるイメージを持つ方も多いかもしれませんが、実際の里親さんは、どこにでもいる普通の家庭のお父さん、お母さんです。子どもを育てた経験がある方も、ない方も、里親になることができます。子どもは「どこにでもある家庭」で生活をし、愛情を持って育ててもらうことで多くの経験、幸福を得られます。

★里親になるには★

大北地域は松本児童相談所が管轄になります。

- 1) お問い合わせ・ガイダンス：制度の概要等についてのご説明をいたします。
- 2) 初回面接：登録希望の動機・意思等について確認をさせていただきます。
- 3) 基礎研修（1日間）；集合形式：地域ごとに随時開催（予定）しています。

（里親制度、子どもの権利擁護、保護を必要する子どもの理解など）

- 4) 第2回面接：生活歴、家庭状況等について詳細な聴き取りをさせていただきます。
- 5) 登録前研修（座学）；集合形式：県内において年4回程度開催（予定）しています。

（里親養育の流れ、子どもの発達、先輩里親の講演など）

- 6) 登録前研修（実習）；個別の日程調整：県内の乳児院および児童養護施設における実習です。

（施設で養育する子どもの現状についての説明や実際の養育体験など）

7) 家庭訪問：住環境のほか、同居ご家族の意向等を確認させていただきます。

8) 第3回面接（振り返り面接）：これまでのプロセスの振り返り等を行います。

9) 児童相談所長面接：これまでお聴きしたこと等の最終確認となります。

10) 県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会における審査

：審査の結果を踏まえ、県において里親としての認定・登録を行います。

（登録希望者の参加は不要です。）

≪親制度はあくまでも「子どものため」の制度になるため、子どもの年齢や置かれた状況を重視し、施設での面会、交流を重ね様子を見ながら児童相談所が委託を決定します。≫

★里親制度の相談会および相談窓口について★

里親相談会とは、里親さんたちの経験を伺いながら制度について深く知っていただく機会として、県内・中信地域等で説明会・相談会が開催されています。

児童相談所・児童養護施設等の担当者と会場にて相談することができます。

大北地域では、大町市で年間10日ほどの相談会を設定しています。ご希望がありましたら小谷村こども家庭センターへご連絡ください。

随時の相談窓口については、詳しくは長野県のホームページ等をご覧ください。松本児童相談所でも相談をお受けしています。

松本児童相談所：電話 0263-91-3370 / FAX 0263-92-1550

~~~~~

ここまで“里親”についてのご案内をしてきましたが、実際の内容を具体的に思い浮かべられる人は少ないかもしれません。以下に「里親」の種類を説明します。

### ★里親の種類は4種類★

里親の種類は大きく4つに分かれています。

これから里親さんをお考えの方は下記①、②、⑥、が参考となります。

#### ①養育里親

様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間自分の家庭で養育する里親です。保護者が子どもを引き取れるようになるまで、または子どもが自立するまでの一定期間養育します。期間は数週間から数カ月といった短期間のものから、十数年と、子どもの状況に応じて異なります。原則として子どもが18歳になるまでの期間が最長期間となります。

#### ②養子縁組里親

将来にわたり実親による養育が困難な子どもを迎え入れ、子どもと養子縁組（原則として特別養子縁組）が成立するまでの間、「里親」として子どもを養育します。里親期間を経たのち特別養子縁組が成立した場合、養親との間に法的な親子関係が成立し、実親との関係は解消されます。

③専門里親

虐待を受けた子ども、非行の問題を有する子ども、知的・身体・精神に障がいがある子どもで、専門里親として委託することが適当だと認められるときに養育します。専門里親になるためには要件や研修があります。

④親族里親

両親や監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院などにより子どもを養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

里親とは違いますが、家庭的な環境で子どもを養育する取り組みとして以下のようなものもあります。

⑤ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

養育者の住居において子ども 5～6 人の養育を行う、養育里親家庭を大きくした里親型のグループホームです。

⑥ホストファミリー

児童養護施設と協調して、短・長期で子どもをあずかる制度です。子どもにとっては、ホームステイのように温かい家庭の雰囲気を感じながら生活することができ、また里親さんにとっては短期間の預かりという点で心身の負担も少なく、養育里親をお考えの方等には里親経験を得られる機会となります。

~~~~~

★里親さんについての Q&A★



ここまで読み進めてくださったみなさんは、里親について、具体的な疑問等が浮かんでいるかもしれません。抜粋ではありますが、いくつかご紹介します。

？ 里親さんって育児に専念できないとなれないイメージ・・・

A. さまざまな環境の里親さんが活躍されています。
共働きでも、実子がいても、里親登録が可能です。

？ 18 歳になるまでって長くて想像がつかないな・・・

A. マッチングの相談ができます。
養育が可能な期間（短期～）など、ご希望をお聞きます。

？ お金 がとってもかかるのかな・・・

A. 「養育里親」と「専門里親」は、里親手当や一般生活費が支給されます。
一般生活費は子どもの生活費（月 5～6 万円）や医療費・教育費が対象です。

？ 自分に務まるのかやっぱり不安・・・

A. サポート体制があります。
児童相談所が各種手続きや子どもの養育をサポートします。

里親支援センターまたは児童相談所が各種手続きや子どもの養育をサポートします。



長野県県民文化部こども若者局
こども・家庭課
児童相談・養育支援室
県内で活躍する
里親さんインタビューや動画公開⇒



小谷村では今年度より大町市在住の養育里親さん 2 件と、同じく大町市にあるファミリーホームさん 1 件と委託契約をしています。里親はひとつの家族のかたちです。さまざまな事情により家庭で暮らすことのできないこどもたちがいます。こどもが健やかに成長していくためには、家庭での温もりや色々な経験が大切です。このようなこどもたちを家庭に迎え入れ、あたたかい愛情と正しい理解で成長をサポートしているのが「里親」です。

愛情を一身に受けることで「安心」が生まれます。一緒に暮らすことで「信頼」が育ちます。村民のみなさんのちょっとした気持ちが、子ども、おうちの方への子育て支援につながります。センターでは、小谷村での里親さん誕生を目指し、また、地域ぐるみで子育てをサポートする体制づくりに力を入れてまいります。

小谷村こども家庭センター長 松澤 由佳

このお知らせに関するお問合せは [小谷村こども家庭センター0261-82-2400](tel:0261-82-2400) までお願いします。

